

物 件 調 査 書

所 在	京丹後市大宮町善王寺小字赤坂谷10370番7						
面積（合計）	登記簿	216㎡	地 目	登記簿	雑種地	現 状	測量図のとおり
	実 測	216.56㎡		現 況	雑種地		
接 面 道 路 の 幅 員 及 び 構 造	北側が、市道余部線に接面している。						
法 基 令 づ く 等 制 に 限	都市計画法	都市計画区域内					
		用途地域		指定なし			
	建築基準法	建ぺい率	60%	容積率	200%		
		道路斜線	勾配1.5	隣地斜線	20メートル＋勾配1.25		
	その他の法律	防火地域等	建築基準法第22条区域				
	その他の法律	京都府建築基準法施行条例 (昭和35年条例第13号)	条例第6条に規定される「がけ」の影響を受ける範囲があり、建築物の安全を図る趣旨で制限があります。				
その他の法律	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地「小池古墳群」の外縁部にあたるため、住宅建築に際して届出が必要となる場合があります。					
第三者による 対象物件の占有	関西電力送配電株式会社 本柱1本 支柱1本（余部42） 株式会社オプテージ 光ケーブル（上空占用）						
供 給 処 理 施 設 の 状 況	施 設 名		事 業 所 名		電 話 番 号		
	電 気	引 込 可	関西電力(株)福知山営業所		0800-777-8035		
	上 水 道	引 込 可	京丹後市役所上下水道部経営企画整備課		0772-69-0550		
	下 水 道	引 込 可	京丹後市役所上下水道部経営企画整備課		0772-69-0550		
	都 市 ガ ス	無	個別プロパンガス				
交 通 接 条 件	鉄 道	京都丹後鉄道 京丹後大宮駅 物件の 南方 約 1.9 km・ 車で約 4 分					
	商 業 施 設	(株)にしがき大宮バイパス店 物件の 東方 約 1.1 km・ 車で約 3 分					
公 共 施 設	市 役 所	京丹後市大宮庁舎 物件の 南方 約 2.0 km・ 車で約 4 分					
	小 学 校	大宮第一小学校 物件の 南東方 約 0.9 km・ 車で約 2 分					
	中 学 校	大宮中学校 物件の 南方 約 2.0 km・ 車で約 4 分					
特 記 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本物件の南側（10370番3）にある石積み擁壁設置に係る資料を、本市は保有していません。また、擁壁の改修、崖の改良・撤去等について、市は対応しません。 ・ 上水道の引込については、市上下水道部経営企画整備課（TEL0772-69-0550）にお問い合わせください。 なお、引込工事費、水道加入金は買受人の負担となります。 ・ 下水道の引込については、市上下水道部経営企画整備課（TEL0772-69-0550）にお問い合わせください。 なお、引込工事費、下水道受益者分担金は買受人の負担となります。 ・ 本物件の地籍測量図は、法務局に備え付けてあります。 ・ 境界杭等の境界点は、復元せず現状雄姿で引き渡します。なお、境界標がある場合でも、年数経過の中でその位置がずれている可能性があります。 ・ 市洪水・土砂災害ハザードマップ（令和3年度発行）において、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の危険区域に含まれていません。京都府地震被害想定（平成20年度京都府公表）に基づき作成された市地震・津波ハザードマップにおいて、液状化等の地震の影響のある範囲の付近にあります。市洪水・土砂災害ハザードマップも含め、詳しくは市ホームページをご覧ください。 ・ 本物件は、現状有姿で引渡します。樹木・雑草等を含め十分現地をご確認ください。 ・ 旧府営住宅余部団地に供された土地であり、土壌調査及び地下埋設物調査を行っていません。売買契約締結後に、仮に土壌汚染等が見つかった場合でも、撤去に要する費用は買受人の負担とし、市は、契約不適合の責任を負わないものとします。 						

- | |
|---|
| <p>・本物件にゴミ・ガラ・砕石、自然石及び工作物等が存在する場合であっても、撤去及びその他費用負担について、市は対応しません。</p> |
| <p>・本物件敷地内外及び地上又は地中の別に関わりなく、工作物、電柱等及び敷設設備等の補修、移設、撤去及び雑草等の除去等の費用負担、隣接地権者等との協議について、市は対応いたしません。</p> |
| <p>・本物件にあるコンクリート側溝建設に係る資料を、市は保有していません。また、コンクリート側溝の経年劣化、損傷箇所等の調査は未実施であり、また、目視できない箇所に損傷等がある可能性があります。</p> |
| <p>・本物件に隣接する土地(善王寺小字赤坂谷370番8)の売却にあたり、市は現所有者に現状有姿で譲渡しています。370番8と本物件の間には境界鋸があり、また、境界線上にはコンクリート側溝があります。</p> |
| <p>370番8の土地に属する箇所のコンクリート側溝は、現土地所有者に譲渡していますので、境界から東側の部分が本物件に属する建築物となります。なお、市と370番8の現所有者とのコンクリート側溝や雨水処理に係る取決め(契約等)はありません。</p> |
| <p>・騒音については、把握していません。</p> |
| <p>・対象地域の自治会等が様々な活動を実施する中で、協力等を依頼される場合があります。</p> |

※ 物件調書は、応募者が物件の概要を把握するための資料です。応募者は必ず、現地、近隣の状況及び諸規制について調査、確認を行ってください。

現地写真

善王寺小字赤坂谷10370番6及び7を撮影した現地の写真です。斜線部分が京都府建築基準法施行条例第6条に規定する「がけ」の影響があると思われる範囲（イメージ）です。

